

## 紀の川市立図書館雑誌スポンサー募集要項

### 1 雑誌スポンサー制度の目的

雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、紀の川市立図書館（以下「図書館」という。）の収集保存する雑誌資料の充実を図ることを目的とします。

### 2 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサー制度は、民間事業者等に図書館で閲覧に供する雑誌の購読料を負担していただき、提供された雑誌の最新号カバーの表面に雑誌スポンサー名を、裏面には広告を掲出することができるものです。なお、雑誌の調達は図書館が行い、図書館へ納入された雑誌は図書館の所有となります。

### 3 対象とする雑誌

図書館が作成した雑誌リストから、選出していただきます。

### 4 広告掲出の要件等

(1) 雑誌スポンサーは、個人事業主並びに企業、商店、事業所及び団体とします。また、紀の川市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第5条第2項に掲げる各号のいずれにも該当しない者とします。

(2) 広告の内容は、図書館の公共性、品位、社会的信頼等を損なうおそれのないものであり、かつ、紀の川市広告事業実施要綱第3条に掲げるものに該当しないものとします。

### 5 申込みの受付

申込みは、随時受付します。

### 6 申込方法

雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、図書館に持参又は郵送により提出してください。

- (1) 掲出しようとする広告の図案及び原稿
- (2) 広告を掲出しようとする者の概要が分かる書類

### 7 雑誌スポンサーの認定

雑誌スポンサーの申込後、審査により適当であった場合、雑誌スポンサーとして認定します。認定には、図書館長の審査、及び紀の川市教育委員会の承認を経るものとします。

また、同一の雑誌に複数の応募があった場合は、先着順とし、次に広告掲出の期間が長い方を優先します。

ただし、同日の応募は同着とし、広告掲出の期間で判断できない場合は、くじにより決定します。

## 8 覚書の締結

審査の結果は、雑誌スポンサー認定（不認定）通知書（様式第2号）により通知します。また、雑誌スポンサーに認定した場合は、覚書を締結します。

## 9 提供雑誌購入代金の支払方法

雑誌スポンサーに提供していただく雑誌代金の支払は、金融機関から納付書等により紀の川市に支払ってください。

- (1) 支払は一括先払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は、追加徴収や返金はありません。また、契約期間中に雑誌スポンサーの対象となくなった場合も返金を行いません。
- (2) 振込手数料等が発生する場合は、雑誌スポンサーの負担とします。
- (3) 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊又は廃刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告掲出を振り替えるものとします。

## 10 広告掲出の方法等

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面に雑誌スポンサー名を掲出します。表示の大きさは縦8cm、横13cm以内とし、掲出位置は雑誌カバー下部より1cmあけたところとします。
- (2) 提供雑誌の最新号カバー裏面に広告を掲出します。広告は片面印刷のものとし、提供雑誌の大きさを超えないサイズからA4縦までに収まるサイズとします。
- (3) 広告の掲出開始は、支払確認後とします。支払確認は、領収書等で確認させていただきます。
- (4) 雑誌の配架位置は図書館が決定します。

## 11 変更の届出

雑誌スポンサーは、その申込者の所在地、商号又は名称もしくは代表者氏名に変更があったときは、図書館にその旨を届け出てください。

## 12 広告の変更

広告の意匠その他の内容を変更しようとするときは、あらかじめ図書館と協議するものとし、改めて図書館長の審査を経て、認定を受けた後に掲出することになります。

## 13 認定の取消し

広告掲出の要件等に該当しないこととなった場合、その他雑誌スポンサーとして適当でないとする場合は、認定を取り消します。

#### 1 4 雑誌スポンサーの責務

雑誌スポンサーは、当該広告の内容に関する一切の責任を負わなければなりません。